

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	2021年6月18日
【会社名】	ニッポン高度紙工業株式会社
【英訳名】	NIPPON KODOSHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 近森 俊二
【本店の所在の場所】	高知県高知市春野町弘岡上648番地
【電話番号】	(088)894-2321
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 高橋 寿明
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市春野町弘岡上648番地
【電話番号】	(088)894-2321
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 高橋 寿明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2021年6月16日開催の当社第91回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2021年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円 総額129,078,660円

ロ 効力発生日

2021年6月17日

第2号議案 定款一部変更の件

機動的な資本政策および配当政策をはかるため、会社法第459条第1項の規定にもとづき、剰余金の配当等を取締役会決議によりおこなうことが可能となるよう、また、株主総会議事録への記名押印者を議長のみとし、業務の効率化をはかるため、所要の変更をおこなう。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山岡俊則、近森俊二、矢田部達志、高橋寿明、岩城孝章、岡崎 明の6氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、鍋島宣彦、河村清貴の2氏を選任する。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

取締役の監督機能の一層の活性化、また、経済情勢や経営環境の変化による取締役の責務のさらなる増大を考慮して、取締役の報酬額を改定する。

第6号議案 監査役報酬額改定の件

経済情勢の変化など諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を改定する。

第7号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（社外取締役を除く）に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案で承認可決された報酬額とは別枠で、対象取締役に対して新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	79,447	153	0	（注）1	可決（99.81％）
第2号議案	76,049	3,551	0	（注）2	可決（95.54％）
第3号議案					
山岡 俊則	77,990	1,345	265	（注）3	可決（97.98％）
近森 俊二	78,003	1,332	265	（注）3	可決（97.99％）
矢田部達志	78,009	1,326	265	（注）3	可決（98.00％）
高橋 寿明	78,006	1,329	265	（注）3	可決（98.00％）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
岩城 孝章	78,285	1,315	0	(注)3	可決(98.35%)
岡崎 明	78,013	1,322	265	(注)3	可決(98.01%)
第4号議案					
鍋島 宣彦	79,354	246	0	(注)4	可決(99.69%)
河村 清貴	79,400	200	0	(注)4	可決(99.75%)
第5号議案	78,111	389	1,100	(注)1	可決(98.13%)
第6号議案	78,081	419	1,100	(注)1	可決(98.09%)
第7号議案	78,190	1,410	0	(注)1	可決(98.23%)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 4. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以 上